

◎投票所及び投票時間について

投票区名	区域	投票所の場所	投票時間
第1投票区	北檜山・徳島・松岡	せたな町民ふれあいプラザ	午前 7:00 午後 6:00
第2投票区	丹羽・西丹羽・東丹羽	丹羽活性化センター	
第3投票区	愛知	愛知集落センター	
第4投票区	小倉山	小倉山へき地保健福祉館	
第5投票区	豊岡・兜野	北檜山小学校 体育館 ※	
第6投票区	新成	鶴泊団地母と子の家	
第7投票区	太櫓・共和	はまなす荘	
第8投票区	栄	栄生活会館	
第9投票区	若松・小川	若松基幹集落センター	
第10投票区	富里	旧左股小学校	
第11投票区	二俣	旧二俣小学校	
第12投票区	上浦	上浦生活館	午後 6:00
第13投票区	都・太田・富磯	大成支所	
第14投票区	本陣・久遠(西部)	大成生活館	
第15投票区	久遠(東部)	東部ことぶきの家	
第16投票区	花歌	花歌生活館	
第17投票区	宮野・平浜・貝取澗	宮野生活改善センター	
第18投票区	長磯	長磯生活改善センター	午後 6:00
第19投票区	本町・三本杉・南川・共和	瀬棚児童会館	
第20投票区	元浦1~4区	元浦生活館	
第21投票区	島歌1・2区	白岩漁村センター	
第22投票区	島歌3区・北島歌1区	島歌生活館	
第23投票区	北島歌2区	北島歌へき地保健福祉館	
第24投票区	西大里・東大里	大里生活改善センター	

【お願いします】
※体育館側からお入り
ください
(校舎正面から入ることはできません)

北海道知事選挙 北海道議会議員選挙

選挙に行こう！
忘れずに！！



◎開票について

開票日時 令和5年4月9日(日) 午後8:00から

開票場所 せたな町民ふれあいプラザ

参観人数 先着40名

開票速報 ①開票所内掲示板 ②町民ふれあいプラザホール掲示板
③大成支所 ④瀬棚支所 ⑤せたな町公式ホームページ



4月9日(日)は「北海道知事選挙」及び「北海道議会議員選挙」の投票日です。
あなたの大切な一票を無駄にすることのないよう必ず投票しましょう。

投票日

4月9日(日)

お問い合わせ先 せたな町選挙管理委員会事務局 (せたな町役場内) 電話 (0137) 84-5111

4月9日(日)に投票所で投票できない方は「期日前投票」または「不在者投票」ができます。

4月1日から知事と道議
両方の投票ができます

役場及び支所での期日前投票

選挙投票日の当日、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所で投票できない方は事前に役場本庁または各支所で投票することができます。
手続きは簡単で、印鑑もいりません。
なお、転出届をされた方が投票される場合は、市区町村長が発行する「引き続き道内に住所を有する証明書」が必要になります。

期日前投票は
役場本庁・支所
どちらでも
投票可能です

場所	期間	時間
せたな町役場 1階正面玄関	知事	3月24日(金)～4月8日(土)
	道議	4月1日(土)～4月8日(土)
大成支所執務室	知事・道議	4月1日(土)～4月8日(土)
瀬棚支所口ビー	知事・道議	4月1日(土)～4月8日(土)

期日前投票

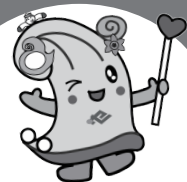


※投票入場券(はがき)をご持参ください

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



令和4年12月31日以降に転入された方は、前に住んでいた市町村の選挙人名簿に登録されているので、前住所地で投票するか、またはせたな町で不在者投票をすることになります。その場合、「引き続き道内に住所を有する証明書」(戸籍窓口で発行)が必要です。



町外もしくは、病院などでの不在者投票をされる方は、お早めに投票用紙の請求を行ってください。
請求は期間前でも受付しておりますので、右の手順を参考のうえ、選挙管理委員会へ請求してください。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

病院や出稼ぎ先などでの不在者投票

投票日に入院、出稼ぎなどで町外に滞在し、投票所で投票できない方は、指定された病院や滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

■町外に滞在している場合の不在者投票の流れ

本人または家族が住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求します。1

選挙管理委員会が本人宛に投票用紙を郵送します。2

郵送された封筒を受け取り、案内のとおり投票してください。3

手続きはお早め
をお願いします!



■病院に入院している場合(施設含む)の不在者投票の流れ

病院に入院している方(施設含む)については、その事務担当者にお問い合わせいただくと、投票に関する手続きをしてくれます。請求や投票はその病院(施設含む)で行うことになります。

自宅などでの不在者投票(郵便投票) ※事前に申請が必要です

身体に重度の障がいを持つ方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方)は自宅でも投票ができます。

また、要介護5に認定されている方も該当となります。

なお、事前に手続きが必要となりますのでお早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。【腕などに障がいがある方は、程度によって代理記載制度も利用できます。】



○新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養となった場合(特例郵便等投票)

「特定疾患等」に該当する選挙人で隔離期間等が選挙期日の公示の日の翌日から選挙当日までの期間にかかる見込まれる方は「特例郵便等投票」ができます。

こちらをご利用する場合は、選挙投票日当日の4日前までに投票用紙の請求手続きが必要です。

詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。